

株式会社 ジョイフル本田

定款

## 定 款

### 第1章 総則

#### 第1条（商号）

当会社は、株式会社ジョイフル本田と称し、英文では、JOYFUL HONDA CO., LTD.と表示する。

#### 第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 機械工具、什器備品、家庭用雑貨の小売、卸売。
2. 農業用器材、園芸用品の小売、卸売。
3. 自動車用品の小売、卸売。
4. 住宅設備、建築用器材の小売、卸売。
5. 不動産の売買、仲介斡旋、管理、賃貸。
6. 建物の建築、設計、施工。
7. 宅地の造成、分譲。
8. 建売住宅の建築、販売。
9. 家庭用医薬品及び、工業用薬品の小売。
10. 動物、動物用品及び、動物用医薬品の小売。
11. 家具、建具及び、寝具用品の小売、卸売。
12. 植木、苗木、草花、種子の生産及び小売、卸売。
13. 造園の設計、施工。
14. 郵便切手及び、印紙等の売り捌き。
15. 金属製品及び、木製品等の製造、加工。
16. 自転車及び自転車部品等の修理、販売。
17. 介護用品及びリハビリテーション用機器の小売、卸売。
18. 重油、軽油、ガソリン、灯油等石油製品の小売、卸売。
19. 和洋食堂、飲食店、レストラン、ドライブインの経営。
20. スポーツセンター経営及び、スポーツセンター経営コンサルタント業。
21. コンピューター用ソフトウェアの開発請負業務及び、機器小売業務。
22. サウナ風呂経営。
23. 学習塾、文化教室の経営。
24. クレジット、キャッシングサービス業務。
25. 旅行代理店業務。
26. 食料品及び、衣料品の小売、卸売。
27. 損害保険代理業。

- 28. 生命保険の募集に関する業務。
- 29. 有価証券の売買。
- 30. 有価証券の保有、運用。
- 31. 有価証券の投資。
- 32. 建物の警備及び駐車場の警備、整理業務。
- 33. 建物の清掃管理業務。
- 34. 介護保険法に基づく各種サービス事業。
- 35. 酒類の製造及び小売、卸売。
- 36. 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器及びその附属品の加工、販売業務。
- 37. 自動車の車検、修理、洗車及び板金、塗装に関する業務。
- 38. 薬局の経営。
- 39. コインランドリーの経営。
- 40. ペット美容及び、ペットホテルの経営。
- 41. 通信販売業務。
- 42. 建設機械荷役車両の特定自主検査業務。
- 43. 自動車及びその部品、関連資材の販売、賃貸、修理。
- 44. 古物の売買。
- 45. 前各号に付帯する一切の事業。

### 第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を茨城県土浦市に置く。

### 第4条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

### 第5条（公告の方法）

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、400,000,000株とする。

#### 第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

#### 第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第9条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

#### 第10条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する手続き及びその手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

#### 第11条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要があるときに、隨時これを招集する。

#### 第12条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の基準日は、毎事業年度末日とする。

#### 第13条（招集権者及び議長）

当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役

社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第14条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとるべき事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、会社法第325条の5第1項の書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないこととすることができる。

#### 第15条（決議の方法）

当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 前項の株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第17条（員数）

当会社の取締役は、17名以内とする。

#### 第18条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

#### 第19条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主

総会の終結の時までとする。

#### 第20条（代表取締役及び役付取締役）

当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

#### 第21条（取締役会の招集権者及び議長）

当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第22条（取締役会の招集通知）

当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第23条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

#### 第24条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

#### 第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第27条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

#### 第28条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額と法令が規定する額のいずれか高い額とする。

### 第5章 監査役及び監査役会

#### 第29条（員数）

当会社の監査役は、3名以上5名以内とする。

#### 第30条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第31条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第32条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### 第33条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。

#### 第34条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

#### 第35条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第36条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

#### 第37条（監査役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額と法令が規定する額のいずれか高い額とする。

### 第6章 会計監査人

#### 第38条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第39条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第40条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

### 第7章 計算

#### 第41条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年6月21日から翌年6月20日までとする。

#### 第42条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

#### 第43条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年6月20日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月20日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### 第44条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

#### （附則）

- ① 定款第14条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ② 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。